

おもちゃ博物館 お正月特別開館



主 な 内 容

- 新年のごあいさつ2~4
- 育てよう一人ひとりの人権意識6~8
- 第20回公民館まつり8~9
- 平成20年4月から
「後期高齢者医療制度」が始まります...10~12
- 確定申告のお知らせ14~17

毎年恒例となったおもちゃ博物館のお正月特別開館が、
今年も1月3日・4日の2日間行われました。

オリジナル羽子板作り、琉球國祭り太鼓の演奏など
が行われ、親子でお正月を楽しむ姿が見られました。

(関連記事20頁)

2008年 年頭のごあいさつ

壬生町長
清水 英世



新年明けましておめでとうございます。町民の皆様には、輝かしい平成20年の新春を、清々しく迎えのことと存じます。皆様にとりまして、本年が最良の年となりますよう、心からお祈り申し上げます。また、平素より町政各般にわたり温かいご支援、ご協力を賜っておりますことに對し厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、町主催や各種団体等で実施いたしました各種のまちづくり事業が、例年にも増して盛大に開催されました。本町の目指す「協働のまちづくり」に向け、大きな弾みになるものと確信いたしております。特に、各地域で実施されている、「コスモス街道花まつり」、「いなばの郷いちご狩りフェスティバル」、「はにしの里ふ

れあい花まつり」につきまして、県の「わがまち自慢」推進事業に採択され、県の支援を得ての開催となり大変な賑わいとなりました。町主催の事業では、多くの自治会にご参加いただき、第5回ファミリー体育祭が盛大に開催され、町全体の活性化と融和が図られたのではないかと思っております。

また、歴史民俗資料館の企画展「壬生の医療文化史」も大変な好評を博し、大きな話題となりました。多くの皆様が企画展をご覧になったかと思いますが、過去においても壬生町は数多くの名医を輩出し、まさしく本町が「医療の街」であることを、改めて実感されたことと思います。そして近年、「医療の街・みぶ」に獨協医科大学が進出したのも、何かの縁、さらには必然性までも感じられた方も多いのではないのでしょうか。このように本町が、「医療の街・みぶ」として名を馳せることは、現在でも住みよいまちとして高い評価をいただいている本町の名を、さらに高めてくれるものと確信いたしております。音楽のまちづくり事業の一環といたしましては、中央公民館で開催された

音楽鑑賞会もショパンコンクール優勝者のラファウ・ブレハッチを始めとして、国内外で活躍する高名な音楽家達を招き、盛大に開催することが出来ました。おそらく、最高レベルの音楽に触れ、クラシック音楽の持つ醍醐味に感動を覚えられた方も、多かったと思います。

さらに、町行政関連以外でも、壬生町発展の大きな礎となるような出来事の多い年でもありました。4月には、「バンダイミュージアム」がおもちゃのまちにオープンし、㈱バンダイの所有する貴重なコレクションを公開していただいております。同博物館には、おもちゃの歴史がわかるコレクションやトーマス・エジソンの発明品も収蔵されており、本町の新たな観光スポットになるものと、大いに期待をしております。

また、壬生町民の悲願でありました羽生田県有地の有効活用につきましても、知事より産業団地の整備という明確な方向性が示されました。本町の将来を見据えたとき、大きな第一歩を踏み出したものと感慨ひとしおであります。町といたしましては、全面的に協力し一日も早く

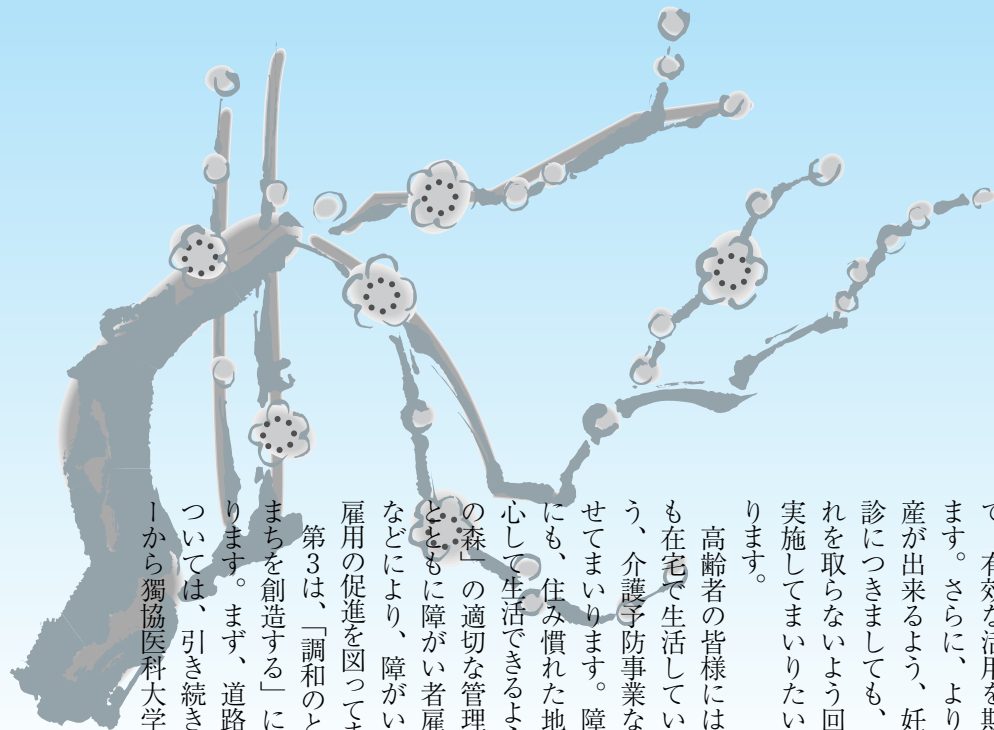
優良企業を誘致できればと考えております。関係者の皆様にも、絶大なるご協力をお願いする次第であります。

さて、本町では、「活力と創意が生きる希望に満ちたまち・みぶ」の実現を目標とした総合振興計画を、平成18年度からスタートしております。本年は、前期計画の半ばを迎えますので、計画全体の歩みをより確かなものにするためにも、大変重要な年であると捉えております。この計画の実現に向け、全力を傾注してまいりますので、皆様により一層のご指導とご支援をお願い申し上げます。

年頭に当たりまして、振興計画の基本姿勢ごとに主要な施策の取り組み状況等を、ご報告申し上げます。

まず、第1は「健全な地方自治を確立する」についてであります。総合振興計画の目標でもある、住民と行政が一体となつて取り組む、協働のまちづくりを推進するため、自治会活動を支援する「活力ある地域づくり支援事業」を引き続き実施してまいります。

第2は、「いのちが輝く元気な地域社会を創る」についてであ



ります。まず、少子化対策について申し上げますと、本町は、第3子保育料無料化や第3子に対するすこやか子育て支援金の交付など、県内でも屈指の子育て環境の充実を誇っております。また、昨年度には、地域の中で助け合いながら子育てが出来るようにと、「ファミリーサポートセンター」を立ち上げましたので、有効な活用を期待しております。さらに、より安心して出産が出来るよう、妊産婦無料検診につきましても、他市町に後れを取らないよう回数を増やし実施してまいりたいと考えております。

高齢者の皆様には、いつまでも在宅で生活していただけるよう、介護予防事業などを充実させてまいります。障がい者の方にも、住み慣れた地域で生涯安心して生活できるよう、「むつみの森」の適切な管理運営を図るとともに障がい者雇用奨励事業などにより、障がい者の就労と雇用の促進を図ってまいります。

第3は、「調和のとれた元気なまちを創造する」についてであります。まず、道路整備事業については、引き続き千生インターから獨協医科大学病院までを

結ぶNo.2―565線を整備し、救急医療体制の充実に努めてまいります。また、安塚駅前広場整備事業につきましても、早期の完成に向け積極的に事業の推進を図ります。さらに、長年の懸案事項である六美地区の雨水排水対策にもまちづくり交付金を活用し、本格的に着手してまいります。

第4は、「安心して快適に暮らすことのできる社会を実現する」についてであります。災害に強いまちを目指し、コミュニティ消防センターや防火貯水槽などを整備してまいります。また、快適な生活環境の向上を図るため、公共下水道や農業集落排水事業なども計画的に推進してまいります。

第5は、「個性が輝き文化が薫る、学びの社会を実現する」についてであります。まず、学校教育についてであります。人づくりはまちづくりの根幹を成すものと考えておりますので、教育問題は最重要課題であると捉えております。昨年度は、学力向上支援策として非常勤講師等を大幅に増員いたしました。今年度も、なお一層指導体制の整備充実に力を注いでまいります。

す。また、教育環境の改善を図るため、校舎の耐震補強工事を順次実施し、安全な学び舎で学習することが出来るよう、努めたいと思います。

第6は、「活気に満ちた豊かで元気なまちを創る」についてであります。町内の産業の活性化を図ることは、本町の活力を維持してゆく原動力であります。商工業につきましては、引き続き商工業団体に対する助成や融資制度事業の充実に努めてまいります。農業の振興では、壬生産農産物のブランド化を推進する中で、昨年に商標登録をいたしました「みぶの妖精」の名を、全国に向け発信してまいります。さらに、北関東自動車道に接続した地域交流拠点につきましても、国土交通省のまちづくり交付金を活用し、引き続き整備をしてまいります。将来の北関東自動車道の全線開通時には、本町の地域交流拠点施設が存在が、産業の活性化や文化の交流に大いに役立つものと確信しております。

以上、主な施策の取り組みについて申し上げますが、町民の皆様のお力添えによりまして、各種の事業が円滑に推進されて

おりますことに感謝を申し上げます。また、本町の財政状況につきましても、平成18年度決算におきましても、前年度に引き続き実質公債費比率が県内第1位という、極めて高い健全性を堅持いたしておりますことを、改めましてご報告申し上げます。

なお、地方財政を取り巻く環境は、引き続き財源の確保が厳しい状況にあります。本町では、全力を挙げて緊要な課題に的確に対処していく所存であります。そして、将来にわたり安定した行政運営が行えるよう、行財政改革や事務事業の見直しに積極的に取り組んでまいります。

歴史ある、私たちが愛する「ふるさと・みぶ」を、次代を担う子や孫に自信を持って引き継げるまちづくりが、私たちに課せられた義務であると深く受け止めております。そのためには、「対話」と「協調」を基本とし、住民や議員の皆様と共に手を携え、まちづくりに邁進していく所存であります。ここに、関係各位のより一層のご支援並びにご協力を、心からお願い申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。

壬生町議会議長

小菅 一弥



新年あけましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平成20年の年頭に当たり、壬生町議会を代表いたしまして、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、野球界では、北京オリンピック出場を決めた星野ジャパンのメンバー、夏の甲子園で優勝した県立佐賀北高校の選手達、ワールドシリーズチャンピオンに輝いたレッドソックスの松坂・岡島選手、ゴルフ界では、ハニカミ王子こと石川遼君などと、すがすがしい若い力の活躍が目立った一年でありました。

しかしながら、昨年の世相を表わす漢字として「偽」という言葉が選ばれたように、多分野にわた

り、「いつわり」が表面化したしました。

経済面においては、大手菓子メーカー「不二家」の消費期限切れ事件から始まり、ミートホープ、比内地鶏、白い恋人さらには赤福や船場吉兆と、次々に安心・安全を願う消費者を裏切る行為が後を絶たず、品質や賞味・消費期限の日付への信頼性を大きく失墜させる出来事でありました。

社会面においては、年金問題、薬害肝炎問題であります。

年金問題については、若い世代の人々がこの制度に安心して加入していただけるよう、問題の解決システムの構築を図ることに、樺添大臣の手腕に大きな期待をいたすところであります。

薬害肝炎問題については、福田首相の決断で議員立法による一律救済となり評価するところでありますが、一日も早く被害患者の方々が安心して治療を受けられる環境を整えていただくことを強く望むものであります。

政治面においては、安倍晋三前首相の後、親子二代の首相として福田康夫首相が誕生いたしました。安倍前首相には、戦後最年少の総理大臣の誕生として、大きな期待のもと船出しましたが、体調不良があったとしても、突然の退陣は、余りにも無責任な政権投げ

だしと言わざるを得なく、国民に明確な説明をしないまま365日で幕を閉じた政権は、結果的に国民に対する「偽」であったと感じております。

福田首相においては、十分に培われた政治経験を生かし、ねじれ国会という大変難しい局面の中ではありますが、政治は「国民のためにある」という信念に基づき、国のかじ取りにその力を発揮していただくことを強く期待しております。

さて、今年であります、壬生町にとっても大変重要な年となります。その中で、二つ程、触れさせていただきたいと思えます。

1点目は、下野新聞でも何度となく報道されている新競馬場予定地であった羽生田県有地の件であります。

私ども議会において、一昨年12月、福田知事に対し、壬生町の発展に寄与する企業誘致を求める意見書を、全議員同意のもと提出させていたいただきました。

その後、県においては、知事を筆頭に迅速な対応をしていたいただき、昨年8月に産業団地への計画見直しが発表され、9月には、計画に向けての環境アセスメント調査の実施を図るべく、補正予算の計上がされました。さらには、自動車・航空宇宙関連産業の誘致を

目指すとの方向性が12月県議会で示されました。

本件には、幾つかの課題を抱えていますが、当町の将来に大きな夢と希望を与えるものであり、今後、実現に向けて行政・議会・町民が一体となった体制づくりを強化してゆく年であると思えます。

2点目は、吾妻工業専用区域内におけるアスベスト無害化処理施設等の産業廃棄物中間処理施設建設反対についての件であります。藤井6自治会反対の会を中心に、何としても藤井地区そして壬生町の環境を守るべく、全町一丸の署名活動に発展しました。

これは、我が町が清水町長の手腕のもと、自治会を中心とした町づくりが成熟してきた証であり、今後ともアスベスト企業受け入れ絶対反対の意志を貫くと共に、議会も町民の代表機関として、その努めを果たすことをお誓いいたします。

最後に、議会について、申し上げたいと思えます。

今年の新たな取り組みとして、「模擬女性議会」の開催についてであります。

当町議会には、現在女性議員が一人もいないという現実を踏まえ、政治に対する意識の喚起と女性の視点・視野から見た行政に対する要望・質問を議場で表現をし

ていただく機会として、模擬女性議会の開催を予定しております。

概ね7月の実施を目標に、公募形式での選出を予定しておりますので、多くの女性の方の積極的なご参加をお願いいたします。

結びに、当町は町村合併の波にもまれることなく、単独での町づくりにこだわりを持って町政が推進されております。北海道夕張市などの状況も聞いておりますが、最後には自己責任が問われております。

人口減少時代に入り、当町の人口そして税収の確保、また、高齢者増による福祉サービスの維持など課題はたくさんあります。

議会としましては、改選から2年が経過し、これらの課題に真正面から立ち向かう覚悟であります。その過程で、町民の皆さんには厳しい現実も正確にお伝えし、伝統の継承を図りながら、今の時代、そしてこれからの時代に合った政治を目指し、議会改革に本格的に臨んでゆくことを宣言いたします。

終わりに、壬生町のますますの発展と、皆様のご健勝ご多幸を心よりご祈念いたしまして、新年のごあいさついたします。

壬生町消防団通常点検

火は見てる！あなたの離れるそのときを！

壬生町消防団（鈴木正美団長・団員203名）による壬生町消防団通常点検が11月23日、町総合運動場で実施されました。

消防関係殉職者に対し黙祷を捧げた後、人員並びに服装点検、機械器具点検、ポンプ操法及び放水点検が実施されました。

点検の後、清水英世町長より、「本日の点検を拝し、4万町民の負託に対し十分に応えられることを確信し、頼もしく思います。」と訓示があり、続いて、模範消防団員知事表彰者や永年勤続者、退団者、消火協力者などの表彰が行われました。

その後、蘭学通りに場所を移



蘭学通りで行われた分列行進

し多くの人が見守る中、分列行進が行われました。分列行進の先頭には森の子保育園・やすづか保育園の園児たちが拍子木をたたき「火の用心」の声を発しながら歩き、火災予防を呼びかけました。



ポンプ操法



分列行進を園児たちが先導

表彰者（敬称略）

栃木県知事表彰

●模範消防団員表彰

第一分団分団長 戸崎代志夫

栃木県消防協会会長表彰

●勤続章30年

副団長 関本 和夫

●勤続章10年

第一分団第一部団員 小藤 清

第一分団第五部団員 手塚 茂

第三分団第五部団員 櫛田 猛

副団長 関本和夫 令夫人 市子

●感謝状

栃木県消防協会下都賀支部長表彰

●功績章8年

第一分団副分団長 戸崎 勝巳

第三分団第五部部長 山口 育郎

第三分団第五部団員 阿彦 直弥

第三分団第五部団員 糸川 豊

第三分団第五部団員 清水 幸司

●勤続章5年

第二分団第三部部長 秋沢 真宏

第三分団第一部部長 上田 雅淑

第三分団第三部部長 入江 武

第二分団第四部部長 山ノ井 浩

第二分団第三部部長 石川 昌弘

第三分団第三部部長 鈴木 正樹

第三分団第五部部長 秋幡 真実

第一分団第一部団員 大橋 厚志

第一分団第一部団員 中村 正伸

第一分団第二部団員 重坂 武史

第一分団第四部団員 島田 誠一

第一分団第四部団員 長 英二

第一分団第四部団員 黒川 雅俊

第一分団第二部団員 榎本 敏司

第二分団第二部団員 小野口靖徳

第二分団第三部団員 神永 晃

第二分団第三部団員 木野内茂幸

第三分団第一部団員 亀田 誠

第三分団第二部団員 入江 利行

第三分団第四部団員 清野 正浩

第三分団第五部団員 鈴木 幸男

第三分団第五部団員 市川 伸幸

石橋地区消防団連絡協議会長表彰

●優良部

第一分団第一部 第一分団第五部

壬生町長表彰

●勤続章30年

副団長 関本 和夫

●勤続章10年

第一分団第一部団員 小藤 清

第一分団第五部団員 手塚 茂

第三分団第五部団員 櫛田 猛

●勤続章5年

（栃木県消防協会下都賀支部長表彰と同じ）

●優良部

消防ポンプ自動車の部

第三分団第一部

第三分団第一部

小型動力ポンプの部

第一分団第五部

第二分団第五部

●努力部

消防ポンプ自動車の部

第一分団第一部

小型動力ポンプの部

第一分団第三部

感謝状贈呈

●平成18年度退団者

梁島 進 他 42名

●消防協力者

半井 透

石川 博美

菅谷 博之

●火災時井戸提供者

篠原 稔

大橋 渡

●貯水槽建設土地協力者

梁島 勝一

●内助の功表彰

副団長関本和夫令夫人市子

団員 小藤 清令夫人きよみ

団員 手塚 茂令夫人美由紀

団員 櫛田 猛令夫人明美

育てよう一人ひとりの人権意識

人権作文・人権書道コンテスト

人権意識の高揚と、豊かな人権感覚を身につけてもらうと、宇都宮地方事務局・栃木人権擁護委員協議会・栃木県人権啓発活動ネットワーク協議会では、例年小・中学生に人権に関する書道、作文をお願いしています。小学生人権書道、中学生人権作文コンテストで優秀な成績を収めた児童・生徒並びに作品の一部を紹介します。

◆人権作文◆

●優秀賞

「心のかべをなくして」

壬生中学校 1年

谷黒 瑞希



「何気ない一言」

壬生中学校 3年

篠原 舞



「知ることと守られる人権」

南犬飼中学校 3年

山中 孝哲^{なかあき}



「男女平等をめざして」

壬生中学校 3年

出井 里奈



「いじめ」をなくしたい」

南犬飼中学校 3年

上田 ゆかり



◆人権書道◆

●最優秀賞

壬生小学校 3年

大川 優希



壬生小学校 4年

関口 茉奈^{まな}



壬生小学校 5年

石崎 朝子



壬生小学校 6年

大垣 めぐみ



◆人権書道◆

●優秀賞

学校名	学年	氏名	課題
壬生小学校	3年	只隈 美有 ^{みゆ}	ともだち
安塚小学校	6年	齊藤 比音 ^{ちかね}	人権尊重
安塚小学校	6年	別井 理人	人権尊重

●奨励賞

学校名	学年	氏名	課題
藤井小学校	4年	黒川 尚悟	思いやり
壬生北小学校	4年	平澤 加菜 ^{あやの}	思いやり
稲葉小学校	5年	早川 紋乃 ^{あやの}	自由平等
羽生田小学校	5年	清水 麻衣	自由平等
壬生東小学校	6年	高橋 直也 ^{なほ}	人権尊重
睦小学校	6年	増山 晃基 ^{こうき}	人権尊重

●学校賞

藤井小学校



人権書道の入選作品は壬生中央公民館に展示されました

人権街頭啓発活動を実施

法務省・全国人権擁護委員連合会では、毎年「人権デー」（12月10日）を最終日とする1週間（12月4日から10日まで）を「人権週間」と定め、今年も「第59回人権週間」として、広く国民に人権デーの意義を訴えるとともに、人権意識の高揚を図りました。そこで、町人権擁護委員協議会では、12月4日に町内のスーパー2カ所において、街頭啓発活動を実施しました。



ご家族おそろいでお出かけ下さい。入場無料 !!

2/23日土・24日日

時間：9:00～17:00

会場：壬生中央公民館

ロビー

■お茶席

2/24(日) 10:00～15:00

お気軽にご利用下さい。1席200円

■第18回壬生町消費生活展

(壬生町消費者友の会) 平成19年度

2/23(土)・24(日) 10:00～15:00



テーマ 地球環境はあなたとわたしの足元から

●ごみを減らそう

●買い物はマイバッグ(自分の袋)で

実演コーナー ペーパーフラワー・レースフラワー作り他



◆花の即売コーナー 23・24日

(ガールスカウト)

◆焼そば販売コーナー 24日

(青少年クラブ)

◆その他

※即売した益金の一部を社会福祉のために寄附させていただきます。

ご案内

町歴史民俗資料館「友の会」第15回作品展

- 期 間…………… 2月23日(土)～3月2日(日)
- 会 場…………… 壬生町立歴史民俗資料館展示室
- 内 容…………… 展示品「はにわ、縄文土器、近世壬生の古文書研究」
作品即売「はにわ、土器、アクセサリーなど」
- 五段ばやし実演…………… 西高野五段ばやし保存会(公民館まつり会場にて)
- 問 合 せ 先…………… 町歴史民俗資料館 ☎82-8544

●問合せ先

壬生中央公民館
☎82-0108(代)

稲葉地区公民館
☎82-7374

南犬飼地区公民館
☎86-0031

生活に潤いと楽しさを与える

第20回

公民館まつり

大ホール

■ステージ部門発表会

2/24 (日) 9:30~

童謡を歌う集い・大正琴・民舞・新舞踊・少年少女合唱団・着付け教室・太極拳・ハワイアンダンス・いきいき元気体操・バレエ・フォークダンス・コーラス・マジック・よさこい



中ホール

■作品展

(実演・体験コーナーもあります)
2/23 (土)・24 (日) (24日は16:00まで)

ちぎり絵・ふくべ一刀彫・陶芸・籐工芸・押し花絵・和紙人形・日光彫・写真・七宝焼・絵画・抱き人形・木目込み人形・編物・新書画・ポーセリンアート・書道・ステンドグラス・水墨画・竹工画・生花・園芸・絵手紙・ガラスアート



主催：第20回壬生町公民館まつり実行委員会

平成20年4月から 『後期高齢者医療制度』が始まります！

現在、75歳以上の方（一定の障がいのある方は65～74歳）は、国民健康保険や社会保険に加入しながら、老人保健制度で医療機関にかかっています。しかし、平成20年4月からは、新しい「後期高齢者医療制度」で医療機関にかかるようになります。制度の主な内容をQ & A形式でご紹介します。

Q 後期高齢者医療制度の対象となるのはどのような人ですか？

A 栃木県内に住んでいる75歳以上の方全員が対象となります。(65歳～74歳の障がい認定を受けた方も含みます。)

Q いつから被保険者になるのですか？被保険者になる手続きはどうすればいいですか？

A ①平成20年3月末時点で75歳以上の方

平成20年4月1日から被保険者になります。4月1日以降、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者になりますので、手続きは不要です。

②平成20年4月以降に75歳になる方

75歳の誕生日から、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者になりますので、手続きは不要です。

③現在65～74歳の方で障がい認定を受け、老人保健の受給者となっている方

平成20年4月1日からです。4月1日以降、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者になりますので、手続きは不要です。ただし、65～74歳の一定の障がいのある方で加入を希望しない方は、町の窓口に出してください。

※後期高齢者医療制度の被保険者になると現在加入している国民健康保険・社会保険等から離脱します。

Q 健康保険証はどうなるのですか？

A 現在お使いの健康保険証、老人保健医療受給者証は平成20年4月から使えなくなります。

平成20年3月末までに75歳以上になっている方は平成20年3月末までに、4月以降に75歳になる方は誕生日までに保険証を送付いたします。75歳以上の方一人ひとりに後期高齢者医療被保険者証(保険証)を交付いたしますので、医療機関にはこの被保険者証を提示してください。

Q 医療費の窓口負担はどうなりますか？

A 後期高齢者医療被保険者証(保険証)を提示して医療機関にかかった場合は、医療費の1割(現役並所得者は3割)を負担します。今までの老人保健制度と変わりません。

Q 保険料はどうなりますか？

A 被保険者一人ずつが納付します。年額18万円以上の年金を受給されている方は、年金から保険料が天引きされます。それ以外の方は納付書または口座振替で納めます。

保険料の詳細については、12ページをご覧ください。

Q 制度の運営は？

A 栃木県内の全市町で構成する栃木県後期高齢者医療広域連合が制度の運営主体となります。広域連合は、制度の財政運営や被保険者の資格管理、保険料の賦課決定、医療費の給付等を行います。

Q 町はどういうことをするのですか？町では申請はできないのですか？

A 町は、保険証の引き渡し、保険料の徴収、各種申請・届出受付の窓口業務等を行います。各種申請・届出の受付等は今までどおり町の窓口となります。

保険料はこうになります！

- 保険料は、「高齢者の方（後期高齢者医療制度の対象者）一人ひとりに皆、納めていただく」ことになります。
- 後期高齢者医療制度に加入する直前に・・・

「国民健康保険に加入していた方」や「サラリーマンで健康保険の被保険者であった方」

→

国保や健康保険の保険料から後期高齢者医療制度の保険料に切り替わります。

「これまで健康保険や共済組合の被保険者の被扶養者のため、保険料を負担してこなかった方」

→

新しく保険料をご負担いただくことになります。「加入してから2年間は、被保険者均等割の半額」に軽減されます。
*ただし、平成20年4月から9月までは保険料負担を凍結し、10月から平成21年3月までは保険料を9割軽減することとしています。

- 保険料の額は、その方の「所得に応じてご負担いただく部分（所得割）」と「被保険者の方に等しくご負担いただく部分（被保険者均等割）」の合計額になります。

一人当たり保険料額 = 被保険者均等割額 (37,800 円) + 所得割額

↓

被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等（旧ただし書所得） × 所得割率 (7.14%)

*所得の低い世帯の方には、所得に応じて被保険者均等割額の7割・5割・2割が軽減されます。

*どんなに所得の高い方でも、年50万円が最高になります。

例) 年金収入208万円（所得にすると88万円になります）ある75歳以上の単身者の場合

均等割額 37,800 円 + 所得割額（所得88万円—基礎控除額33万円）×7.14% = 77,070 円

年額 77,000 円（100 円未満は切り捨てになります）

- 保険料率について

所得割の率や被保険者均等割の額は、都道府県ごとに設立された「後期高齢者医療広域連合」が医療の給付に応じて、2年ごとに条例で決めることになります。

*高齢者の方々にご負担いただく保険料の総額は、後期高齢者制度にかかる給付の1割になります。

公費（約5割）

*国・都道府県・市町村で負担し、その割合は（4：1：1）です。

後期高齢者支援金（約4割）

*各医療保険（健保、国保等）の被保険者（0～74歳）が負担

後期高齢者医療保険料（1割）

- 保険料の納付について

・保険料は原則として年金から徴収されます。

・ただし、年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と合計した場合、年金額の2分の1を超える方については、年金からの徴収は行われず、納付書や口座振替等より納付していただくことになります。

○年金からの特別徴収は、年6回の定期払いの際に年金の受給額から保険料が差し引かれます。

・4・6・8月は、前年の所得が確定していないため、平成20年度の保険料額の見込額の2分の1に相当する額を3回に分けて暫定的に徴収します。（仮徴収といいます）

・10・12・2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を、3回に分けて徴収します

■問合せ先

（後期高齢者医療制度に関することは）

（保険料の納付に関することは）

（保険料の賦課内容に関することは）

町民生部保険環境課 ☎81-1836

町総務部税務課 ☎81-1819・1879

栃木県後期高齢者医療広域連合

☎028-627-6805

高齢者医療制度の見直しについて

今般「与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム」において、高齢者医療制度について以下のとおり取りまとめられ、政府としても実施することとされましたので、その内容をお知らせいたします。

なお、今後正式に内容が固まった段階で改めてお知らせさせていただく予定です。

1. 70～74歳の方の窓口負担について

平成18年の制度改正では、平成20年4月から1割負担が2割負担に見直されることとされていましたが、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担が2割ではなく1割に据え置かれます。

(注)現役並所得のある方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障がい認定を受けた方は除きます。

◎高齢受給者証について

国民健康保険では、70歳になった方に『高齢受給者証』を交付しております。(70～74歳の方が使用するものです)

すでに、負担割合の欄に「2割(ただし、平成20年3月31日までは1割)」と記載された高齢受給者証を交付させていただいた方には、正式に内容が決定されれば、3月中に新たな高齢受給者証を交付させていただく予定です。

2. 後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料について

平成20年4月から9月までの6か月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は、頭割保険料額(被保険者均等割)が9割軽減された額となります。

(対象者)

75歳以上の方(注1)で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日(平成20年3月31日又は75歳の誕生日の前日)において、被用者保険(注2)の被扶養者となっている方

(注1) 65～74歳で一定の障がい認定を受けた方を含みます。

(注2) 政府管掌健康保険や、企業の健康保険、公務員の共済組合等、いわゆる「サラリーマン」の健康保険であり国民健康保険は該当しません。

※昨年度の制度改正では、被用者保険の被扶養者の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、被保険者均等割を5割軽減することとされていましたが、今回の措置はそれに加えて行うものです。

■問合せ先

(70～74歳の窓口負担に関することは)

町民生部保険環境課国保医療係

☎ 81-1836

(75歳以上の保険料の納付に関することは)

町総務部税務課

☎ 81-1819・1879

(75歳以上の保険料の賦課内容に関することは)

栃木県後期高齢者医療広域連合

☎ 028-627-6805

「とちぎ笑顔つぎつぎカード」事業

平成20年1月1日からスタート！

社会全体で子育て家庭を支援するため、平成20年1月1日から「とちぎ笑顔つぎつぎカード」事業（とちぎ子育て家族応援事業）がスタートします。

本事業に協賛いただいている企業や商店等に「とちぎ笑顔つぎつぎカード」を提示することで割引・特典等の優待サービスが受けられる制度です。

1. 利用対象者

- ・ 18歳未満（平成19年4月1日現在）のお子様とご家族
- ・ 妊娠されている方とご家族

2. 利用方法

オリジナルプレートが掲示されている協賛店舗等で「とちぎ笑顔つぎつぎカード」をご提示ください。

3. サービス内容

割引・特典内容等のサービスや利用方法は、協賛店舗等により異なりますので、協賛店舗等で直接ご確認ください。

4. カードの配布

「とちぎ笑顔つぎつぎカード」は、保育園、幼稚園、小学校、中学校等を通して配布しましたが、下記の場所でも配布しております。

- ・ 壬生町役場 町民生活課 健康福祉課
- ・ 稲葉出張所 南犬飼出張所
- ・ 壬生町子育て支援センター



● 問合せ先 町民生部健康福祉課児童福祉係

☎ 81-1883

国民健康保険税・介護保険料の

納付額証明書について

確定申告される場合、国民健康保険税・介護保険料の領収書は、社会保険料控除の控除額を確認するための大切な資料となりますので、紛失しないようお願いします。

なお、口座振替の方は1月下旬に、控除の証明となる口座振替済通知書が送られます。（口座振替で一括納付された方は、8月末に送付されています。）

また、年金から介護保険料を天引きされている方につきましては、社会保険庁より送付されます年金の源泉徴収票の社会保険料（介護保険料）の欄に納付額が記載されていますので、参照してください。（源泉徴収票は、確定申告等が必要となる場合がありますので紛失しないよう注意してください。）

もし紛失された場合には、納付額証明書を発行いたしますので、運転免許証等の本人確認ができる書類をお持ちの上町税務課収税係までお越しください。（電話では、個人情報保護のため、ご本人であっても個人の納付額をお答えできないことをご了承ください。）

● 問合せ先 町総務部税務課収税係

☎ 81-1816

住宅ローン控除 Q&A



Q「住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？」

A 「住民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q「どういった場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となるの？」

A 給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

Q「平成19年以降に入居した場合は？」

A 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所轄の税務署にお問い合わせください。
(「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式(10年から15年に延長)」の選択制をとる特例が創設されています。)

住宅ローン控除モデルケース●夫婦+子供2人 給与収入700万円(住宅ローン控除可能額:27万円)の場合●

(単位:円)

申告しないと...

税源移譲前	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	263,000	263,000	0
住民税	196,000	0	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000

申告すれば...

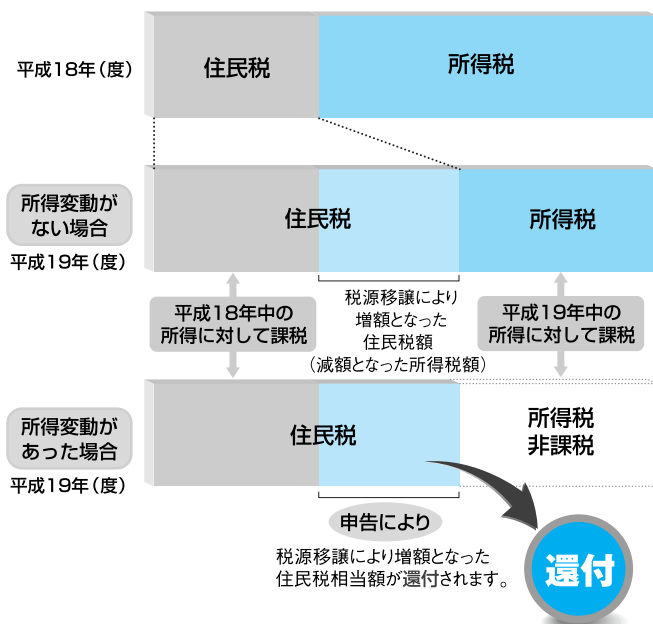
税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	0	293,500
合 計	459,000	165,500	293,500

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	97,500	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000

控除額が減少し、負担が増加する。

※夫婦+子供2人の場合で子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税(所得割)から控除します。



所得変動のモデルケース●夫婦 給与収入500万円の場合●

(単位:円)

	平成18年(度)	平成19年(度)
所得税	220,000	122,500
住民税	130,000	227,500
合 計	350,000	350,000

平成19年の収入が減少した場合

還付されます!!

	平成19年(度) 収入なし		差 額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合 計	130,000	227,500	97,500

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。
※この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上になる方に限られます。したがって、寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

平成19年から税源移譲によって、
所得税・住民税が変わっています。

**申告が
必要です!**

所得税から住宅ローン 控除額を引ききれ なかった方

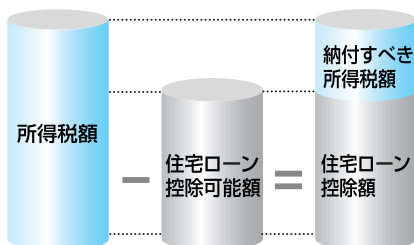
**控除しきれなかった分は
住民税(所得割)から控除されます。**

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

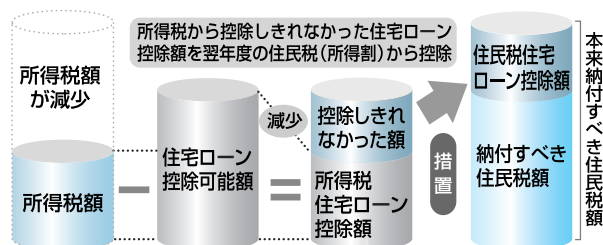
申告期限

平成20年
3月17日
まで

税源移譲前



税源移譲後



これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少

**平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、
毎年申告が必要となります。**

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、**平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。**

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

**申告が
必要です!**

平成19年に所得が減って 所得税が課され なくなった方

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

**所得変動に伴う住民税の還付を受ける
ためには申告が必要となります。**

平成19年度分住民税を課税した**平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ**減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

申告期間

平成20年
7月1日~31日
まで

申告先

平成19年1月1日現在
お住まいの市区町村

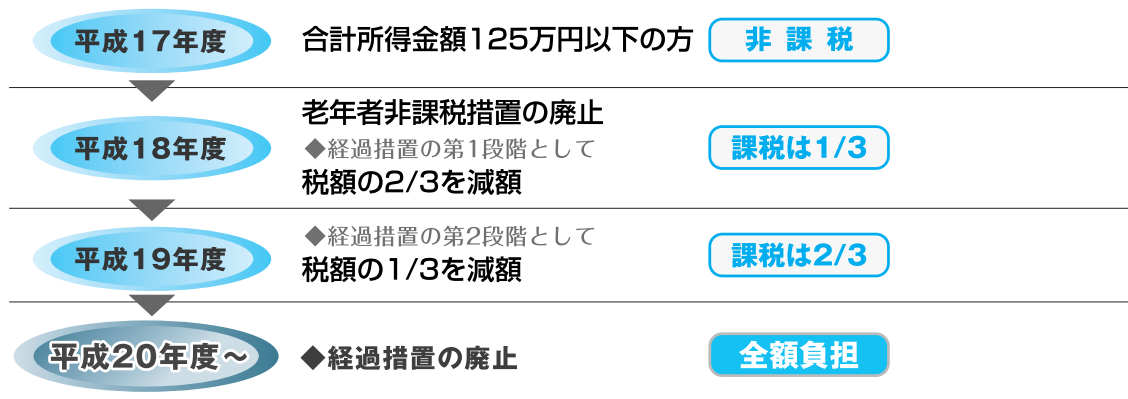
身近でよりよい行政サービスを行うため、
国(所得税)から地方(住民税)への「税源移譲」が始まりました。
それに伴い、ほとんどの方は、平成19年1月から所得税が減り、
その分6月から住民税が増えています。
しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の税負担は基本的には変わりません。

◆平成17年1月1日時点で65歳以上であった方へ◆

住民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります。

65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進行するなかで、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税分以降廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度には税額の2/3、平成19年度には税額の1/3が軽減されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなります。

●住民税の老年者非課税措置廃止の経過



モデルケース／70歳独身 年金収入200万円(年額) (単位:円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
◎住民税	非課税	19,900	37,300	37,300
・定率減税	—	△1,500	—	—
・経過措置	—	△12,267	△12,434	—
◎所得税	34,800	34,800	17,400	17,400
・定率減税	△6,960	△3,480	—	—
合 計	27,840	37,453	42,266	54,700
税 額	27,800	37,400	42,200	54,700

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

※この他、均等割が課税されます。

住民税の地震保険料控除が創設されました！

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

●損害保険料控除

平成19年度課税分まで



●地震保険料控除

平成20年度課税分から

◆対象：住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の傷害に関する損害保険料

控 除 内 容	控除限度額
長期損害保険（保険期間が10年以上で、かつ、満期返金のある契約のもの）	10,000円
短期損害保険（長期損害保険契約に該当する契約以外のもの）	2,000円
長期損害保険と短期損害保険がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計	10,000円

◆対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料

控 除 内 容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の1/2	25,000円
【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。	10,000円
地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000円

総務省・全国地方税務協議会

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の税務担当課にお問い合わせください。

●総務省 <http://www.soumu.go.jp/>

●全国地方税務協議会 <http://www.zenzeikyo.jp/>

確定申告は期限内に！

住民税・所得税の申告は、2月16日から3月15日（税務署は3月17日）までです。

町では、次の表のとおり各会場において申告受付を実施いたします。

例年、申告期間の終了間際になりますと、各会場が大変混雑しますので、なるべく日程表の該当日に申告くださるよう、よろしくお願いいたします。

○壬生町会場

月日	曜日	申告割当地区（大字単位）		会 場
		午前の部	午後の部	
		9：00～11：30	13：00～16：00	
2月16日	土	上稲葉	福和田 1～999番地	稲葉地区公民館
2月19日	火	下稲葉	福和田 1,000番地～	
2月20日	水	羽生田	七ツ石	
2月21日	木	おもちゃのまち一～四丁目	あけぼの町・寿町	南犬飼地区公民館
2月22日	金	幸町一・二丁目	幸町三・四丁目	
2月23日	土	緑町一・二丁目	緑町三・四丁目	
2月26日	火	安塚 1～859番地	安塚 860～899番地	
2月27日	水	安塚 900～1,000番地	安塚 1,001～1,200番地	
2月28日	木	安塚 1,201～2,050番地	安塚 2,051番地～	
2月29日	金	落合一・二丁目	落合三丁目・いずみ町・若草町	
3月1日	土	国谷	助谷	
3月4日	火	中泉・上田	北小林	
3月5日	水	表町	藤井	壬生中央公民館
3月6日	木	壬生甲	壬生乙	
3月7日	金	本丸一丁目		
3月8日	土	本丸二丁目		
3月11日	火	元町	駅東町	
3月12日	水	中央町・通町	大師町	
3月13日	木	壬生丙・至宝一丁目	至宝二・三丁目	
3月14日	金	壬生丁 1～125番地	壬生丁 126～159番地	
3月15日	土	壬生丁 160～229番地	壬生丁 230番地～	

◆次の方は町会場での申告受付はできませんので、税務署会場において確定申告をすることになります。

また、下記以外でも申告内容により税務署会場で確定申告をする必要がある場合があります。

●個人売買等による譲渡所得（土地・家屋・株券等）がある方 ●青色申告をされている方

※栃木税務署の確定申告会場は栃木商工会議所大ホールになります。

◆お持ちいただく書類等

①印鑑 ②源泉徴収票（コピーではなく必ず原本をお持ちください。）

③生命保険料や地震保険料等（地震保険料及び旧長期損害保険料）の控除証明書

④社会保険料（国民健康保険税・介護保険料・国民年金保険料）の領収書

※社会保険料のうち国民年金保険料は、控除を受ける場合に証明書類を添付または提示する必要がありますので、必ずご持参ください。

⑤その他所得控除や税額控除を受けるのに必要な書類

⑥金融機関の口座番号の控え（申告者ご本人名義のもの）等

■問合せ先

●町総務部税務課町民税係

☎81-1817

第16回 壬生町健康ロードレース大会



各部門優勝者のみなさん

12月16日、町総合運動公園陸上競技場発着点にして、第16回壬生町健康ロードレース大会（主催：壬生町・町教育委員会・町体育協会・町体育指導委員会）（後援：栃木県医師会・下都賀郡市医師会）が開催されました。

競技は、8部門において行われ、今回は昨年を大きく上回る581人の参加がありました。

当日は、木枯らしの吹く寒い一日でしたが、大会新記録が出る部門もあり、大会は大いに盛り上がりました。



各部門の上位入賞者（敬称略）

● 小学生男子（4年以上） 3 km コース		
第1位	秋幡 満電（壬生東小6年）	11分33秒
第2位	栗田 瑞樹（壬生小6年）	11分35秒
第3位	伊澤 大樹（安塚小5年）	12分01秒
● 小学生女子（4年以上） 3 km コース		
第1位	田邊 京菜（稲葉小4年）	12分12秒
第2位	粕尾 遥（壬生小5年）	12分27秒
第3位	川又 彩加（稲葉小5年）	12分40秒
● 中学生女子 3 km コース		
第1位	阿部 瑤子（壬生中3年）	11分09秒
第2位	板橋 千夏（壬生中2年）	11分20秒
第3位	小暮 加奈（壬生中2年）	11分34秒
● 一般女子 3 km コース		
第1位	磯部 友子	12分44秒
第2位	渡邊 明子	12分48秒
第3位	葛原 明美	16分31秒
● 一般男子（40歳以上） 3 km コース		
第1位	森田 繁	12分41秒
第2位	大房 智行	12分46秒
第3位	吉成 裕	12分53秒
● 中学生男子 6 km コース		
第1位	増淵 友徳（壬生中1年）	22分00秒
第2位	高田 衛（壬生中1年）	23分01秒
第3位	荒川 達明（壬生中2年）	23分07秒
● 一般男子 6 km コース		
第1位	白鳥 安利	20分29秒
第2位	鈴木 信彦	21分13秒
第3位	石渡 翔	21分21秒
● 親子ペア 2 km コース		
第1位	岩村 昌征・周亮（壬生小3年）	8分08秒
第2位	高津戸 誠・詢（壬生小3年）	8分18秒
第3位	長 和紀・純平（睦小3年）	8分30秒



優勝者のみなさん

● 男子ダブルス A	
優勝	上野・平石 組
準優勝	石川・今野 組
● 男子ダブルス B	
優勝	佐藤・大栗 組
準優勝	福田・福田 組
● 女子ダブルス A	
優勝	笹井・岩本 組
準優勝	鈴木・宇賀神 組
● 女子ダブルス B	
優勝	桜井・多賀谷 組
準優勝	斉藤・吉田 組

11月25日
町総合運動場体育館
44名参加

24th
MIBU
バドミントン大会



仲通町自治会で青少年健全育成地域懇談会が開催されました

青少年を、地域で守ろう、育てようと、仲通町自治会（星 幸男会長、内山 功公民館長）主催の地域懇談会が12月8日（土）に仲通町自治会公民館で38名の参加を得て開かれました。

当日は、警察、保護司、民生委員、スクールガードリーダー、青少年育成指導員、地元小中学校長、地区防犯組合長等を招いて行われ、小中学校長から児童生徒の安全対策についての取り組み状況や、来賓の皆さんからそれぞれの役割や青少年とのかかわりについての話をいただいた後、全体での話し合いが行われました。



子どもの安全を支援するため、スクールガードの皆さん、地域の皆さんにご協力をいただいているが「子ども自身に見守られているという意識付け、感謝の気持ちをもたせること」「自分の身は自分で守ることを教えること」も大切であること、なかなかあいさつができない子どももいるが「繰り返し声かけをすること」「家庭や保護者自身が感謝の気持ちを伝えること」が有効であること、さらに「地域での行事を持ち、交流を図るための環境を作ること」が必要ではないかなど、予定時間を越えた活発な話し合いがもたれました。

なお、学校においては避難訓練や警察、地域の皆さんとの連携を図りながら、児童生徒に対して計画的に安全に対する心構えを持たせるための取り組みを実施していることや、子どもの変化に気づいたときには、いち早く学校と保護者との連携協力をとった対応を取ることで、児童生徒の不安や問題を取り除くことができることから、些細なことでも連絡や相談をして欲しいとの話などがありました。

～私たちが取り組める、子ども達の環境づくり～ 至宝町南自治会



至宝町南自治会（大栗 正徳会長）主催の地域懇談会が12月15日（土）に至宝町自治会公民館で42名の参加を得て開かれました。

当日は、警察、青少年育成指導員、地元町議会議員、地元小中学校長、同小PTA会長、地区防犯組合長等を招いて行われ、はじめに自治会における青少年健全育成への取組の経過報告があり、その後、県教育委員会スクールサポーターの池澤 渥先生から「大人たちが取り組むべき、子どもたちの環境づくり」と題して、下都賀地区における学校の取り組み状況や家庭・地域・学校の連携についての講話をいただきました。

子どもの問題行動は家庭環境に左右されている例が多く見受けられ、その一つとして、親と関わる時間が少なかったことによる孤独感から、児童生徒が不登校や校内暴力、家庭内暴力等に移っていく例があり、親が日頃から子どもとの会話やかかわりを持つことが大切なことや、教員が子どもに対して懸命にがんばっている姿を家庭が信頼し、地域でも支援していくという視点で、連携を図って行くことの大切さなどを話されました。

その後、「私たちが取り組める、子ども達の環境づくり」と題して、育成会、自治会の皆さんで討議を行いました。

人とのかかわりを持つ上ではあいさつが重要であることから「手本となるべき親も挨拶すること」「家庭内で挨拶を教えていくこと」の大切さ、成長段階の中で恥ずかしがる時期にいる子どももいることから「一時的ではなく、繰り返し声かけを行うこと」の必要性、子どもにとって嫌な言葉は「勉強しろ！」「ダメ！」であり、嬉しい言葉は、「よくやったね。」「頑張ったね。」との言葉であるとの調査結果もあり、児童生徒の健全育成上からも「言葉の一つ一つが大切であること」の確認など、充実した討議が行われました。

最後に、話し合いの結果をまとめ、今後の取り組みの申し合わせ事項として、今までの7項目に加え、『明日から「あいさつ運動」を復活させます。』を提案し、今まで以上の挨拶運動を展開する旨の決議を採択しました。

自治会では、7年前から「うちの子 よその子 至宝の親子 みんなで育てて明るい未来」をスローガンに、地域の大人たちが地域の子どもたちを育てて行こうと活動を続けており、その一環としてこの地域懇談会を毎年行っており、その着実な成果は、先進地区として下都賀地区管内においても注目をされています。

地域懇談会の開催にあたっては、壬生町青少年健全育成実施委員会、壬生町自治公民館連絡協議会が後援しております。

懇談会のお申し込み、お問い合わせは、教育委員会事務局生涯学習課社会教育係（☎81-1873）又は、壬生中央公民館（☎82-0108）まで

まちのわだい



◆おもちゃ博物館お正月特別開館◆

毎年お正月の思い出づくりにと、おもちゃ博物館では、お正月に特別開館を行っています。

館内では、おもちゃが当たるおたのしみ抽選会、羽子板作りや凧作り教室が行われたほか、「琉球國祭り太鼓栃木支部」のみなさんが太鼓の演奏を行い、沖縄で正月に演奏される楽曲などを披露しました。

入館者のみなさんは、自分だけのオリジナル羽子板をお土産に、太鼓の演奏を聞いたりし、お正月を満喫していました。



自分だけの羽子板ができました



お正月こどもおたのしみ抽選会

◆おもちゃ博物館でクリスマスイベントを開催◆



ぬいぐるみのクリスマスツリー



キャラクターショーに子どもたちは大よろこび

12月23日、おもちゃ博物館においてクリスマスイベント「獣拳戦隊ゲキレンジャー」ショーが開催されました。

ショーが始まると子どもたちが歓声を上げて応援をし、ショーの後のサイン会、握手会も長蛇の列ができていました。

また、博物館ロビーには、ぬいぐるみでできた高さ6mのクリスマスツリーが設置され、約1000個のぬいぐるみが入館者を迎えました。

◆第36回おもちゃ団地チャリティーバザール開催◆

今年も、クリスマス前の「おもちゃ団地チャリティーバザール」が12月8日、9日に団地のグラウンドやバンダイモールドセンターで開催されました。

今年は17社が参加し、各企業のテントが立ち並びおもちゃや文房具や雑貨などが格安で販売されたほか、ポケモンショーも行われました。また、隣接するバンダイミュージアムの広場では、ファファや模擬店、ミニSL、子どもに人気のキャラクターとの握手会などの催しも行われました。

二日間とも天候に恵まれたこともあり、入場時間の3時間前から入場の列をつくり、県内はもちろん千葉や横浜などの県外からの来場者も見受けられ、昨年を大幅に上回る親子連れで賑わいました。

なお、収益の一部が12月12日に社会福祉費として町に寄付されました。



◆児童館で餅つき会を開催◆

12月15日、町児童館で「餅つき会」が行われ、幼児と小学生で約120人の子どもたちが、餅つきを体験しました。

児童館の玄関前で、ボランティアの民生委員さん、母親クラブや壬生高校福祉コース生徒などの準備や手助けで、杵と臼による餅つきが行われました。

最初の餅つきは、炊きあがったもち米を民生委員さんがペアになってお正月お供え用の鏡餅にしました。昔ながらの餅つきに、杵を振り上げたときに子どもたちは「よいしょ」と大きなかけ声をかけていました。続いて幼児や小学生たちもボランティアの方や児童館職員に手伝ってもらって、餅つきを体験しました。

餅つきのあとは、つきあがった餅をお雑煮やきなこ餅で食べたり、カルタ取り大会をしたりと、普段できない体験に子どもたちは大喜びでした。



◆壬生中央公民館で英語劇と人形劇を公演◆



園児達が英語劇「白雪姫」を披露

12月15日、壬生中央公民館でメリーランド保育園の英語劇と劇団バクの人形劇が公演されました。

これは保育園のクリスマス会に併せたイベントで、職員劇の後、園児たちが英語劇「白雪姫」を披露しました。白雪姫や小人に扮した子どもたちが「スノーホワイト」と声を張り上げて、英語の台詞を披露しました。

午後には、劇団バクによるマスクプレイオペレッタ（等身大の着ぐるみ人形劇）による「ねずみのすもう」が披露され、会場の中ホールはたくさんの家族連れでいっぱいでした。

◆ヘルスメイト、やすづか保育園『よい食生活をすすめるためのグループ講習会』を開催◆

11月19日、壬生町健康づくり推進員（ヘルスメイト）は町立やすづか保育園の年長組親子と『よい食生活をすすめるためのグループ講習会』を開催しました。

『早寝・早起き・朝ごはん』をテーマとした食育講話のあと、親子ペアで調理実習をしました。みんなとても楽しく、そして真剣に取り組み、「ぜひ、家でもクッキングしたい」と感想を聞かせてくれました。



まちのわだい



◆北小子ども環境会議◆

12月7日、「北小子ども環境会議」が開催されました。

壬生北小学校では、平成17年度に(財)社会経済生産性本部の実践校指定を受けており、今年が3カ年のまとめの年ということで省エネや環境教育への取り組みの報告がされました。北小学校5、6年生のほか、町内小中学校の児童、教職員、父兄、北小の環境教育活動に協力していただいた関係機関や実践校を支援した企業など計150人を集めて開催されたものです。



北小学校の実践発表では、太陽熱利用のエネルギー講座や学校全体のリサイクルの取り組み、保護者を対象にした省エネ教室などの成果が報告されました。学校としては、学習を継続していくにつれ、児童、教職員、保護者の意識の変化が見られるようになり、「もったいない」「物を大切にしよう」といった意識の高まりも随所に見られるようになったということです。

町内の小中学校と宇都宮工業高校、足利工業大学の取り組みが報告されたほか、エネルギー教育の支援企業として協力していただいた企業による実験や体験コーナーが設置され、環境教育の教材を使っの活動体験が行われました。

北小の室井教頭先生が座長となった意見交換では、北小の「よしず」を使って省エネの実践では、夏だけでなく冬の西陽に対しても使い勝手良く、コストも安く上ったことの報告がされたほか、各学校からはもっと環境学習に取り組んでみたい、とする意見が多数ありました。

最後に、北小学校5、6年生全員で、「みどりの地球を守るため壬生北小学校は、これからも地球にやさしい生活をするを今ここに宣言します。」と「壬生北小子ども環境会議」環境宣言を行いました。

◆睦小学校で人権教育講演会開催◆



12月9日、睦小では、人権週間にちなんで、5・6年生児童・保護者・教職員が参加して人権講演会を開催しました。

講師に落語家で関西お笑いタレントの林家花丸氏を迎え、「壊れた心のめがね」という演題で、落語を通した笑いの中にも人権に関する貴重な示唆に富んだお話をしていただきました。参加者は、皆が楽しく過ごすためには、差別をしてはならないことを改めて強く感じることができました。さらに、人と人との出会いの場を生かし、物事をあるがままに見られるようにするために『心のめがね』を壊さずに大切にしてお過ごさなくてはならないとのメッセージも受け取りました。

今回の講演会は、壬生町が3カ年間の『人権教育総合推進地域』に指定されたことを受けて、町教育委員会生涯学習課の支援の下に開催されたものです。

◆栃木県更生保護事業関係者顕彰◆

11月22日、宇都宮市文化会館において、栃木県下の更生保護事業関係者及び民間協力者の功績をたたえ、更生保護事業関係者士気の高揚と更生保護事業の一層の進展を期して、栃木県更生保護事業関係者顕彰式が開催されました。

荒川留行さんは、保護司として、犯罪や非行に陥った人の更生を支援するため、指導、生活相談など社会復帰への手助けを23年の長きにわたり活動されたことが評価され表彰を受けられました。

また、更生保護女性会会員の方々は、「社会を明るくする運動」などの更生保護活動が評価され感謝状が送られました。

全国保護司連盟会長表彰 下野保護区 荒川 留行

栃木県知事感謝状 更生保護女性会員 網野 玲子

宇都宮保護観察所長感謝状 更生保護女性会員 清水 幸子 半田 光子



半田さん 網野さん

◆社会福祉協議会主催の円遊会を開催◆

12月13日と21日の2日間、町社会福祉協議会主催による「円遊会」（高齢者会食会）が開催されました。

これは「心の豊かさ」と「暖かいおつきあい」をテーマに、毎年実施しているもので、地域社会から離れがちなひとり暮らし世帯や高齢者夫婦世帯の方々に、地域の人たちや子どもたちとの交流を深めてもらおうというものです。会場の保健福祉センター1階ホールには2日間で60人以上の高齢者が招待され、子どもたちの劇をみて、一緒に会食をしたり、民話を聞いたり、余興の手品や大正琴を楽しみ、一日を過ごしました。

主催者である町社協副会長の神永副町長や来賓の清水町長から「今日一日を楽しく過ごしてもらってこれからも健康で充実した毎日を送っていただきたい」と挨拶がありました。

児童ふれあいタイムでは、東小学校4年生による児童劇「ももたろう」と「さるかに合戦」が披露され、お年寄りたちも盛んな拍手をおくっていました。会食では、ボランティア「コスモス」による暖かい豚汁を児童と一緒に食べながら劇の感想など会話も弾み、互いに交流を深めていました。



子どもたちが劇を披露

◆羽小ふれあいまつり・円遊会◆



昔遊びなどを一緒に楽しみました

12月5日、羽生田小学校において、「羽小ふれあいまつり・円遊会」が行われました。児童の祖父母や地域のお年寄りとの交流を目的に社会福祉協議会と羽生田小の共催で昨年から実施しています。今年度は、保護者も参加し、児童含め70名の3世代の交流ができました。

オープニングセレモニーでは、櫻井校長、山崎福祉協議会副会長のあいさつ、児童代表の歓迎のあいさつのあと、全児童（31名）による合唱と伝統の全校合奏を披露しました。

開会行事後のふれあい活動では、昔遊び、お手玉作り、手芸を児童も参加者も笑顔いっぱい活動していました。

お昼の会食では、児童手作りの絵手紙を参加者全員にプレゼントし、児童が育てた野菜たっぷりのけんちん汁を食べ、楽しいひと時を過ごしながら交流を深めました。

◆子育て支援センター「ひよこ」・母親クラブ・ファミリーサポートセンター 合同でクリスマス会を開催◆

12月22日、保健福祉センターで乳幼児とお母さんやファミリーサポートセンターの会員の方60名が参加してクリスマス会が開催されました。

みんなで「おしりかじり虫」や「宇宙人とおはなし」を踊ったり、ゲームやクリスマスブーツを作ったりしました。

また、母親クラブによるハンドベルのコンサートを聴き、サンタクロースからプレゼントをもらって、楽しい時間を過ごしました。



サンタクロースからプレゼント

まちのわだい



◆安全・安心の自治会を目指して 六美北部自治会で「ワンワンパト隊」結成◆

12月8日、六美会館において、「ワンワンパト隊」の結成式が行われました。

「ワンワンパト隊」とは、六美北部自治会で自治会内住民が隊員となって犯罪、事故、災害の防止等を目的として活動するパトロール隊で、「一(ワン)分一(ワン)秒顔出しパト」を目標に名称が選ばれました。

結成式では、パト隊員への帽子と委嘱状の交付に続き、栃木警察署職員による防犯講演が行われ、身近な犯罪にあわないための注意点などの話がありました。

今後、隊員のみなさんは散歩・買い物・犬の散歩のとき等に帽子を着用し外出し、防犯・防災活動を行うとのことです。



結成式に参加したパト隊のみなさん

◆防犯診断 町内全域で一斉に実施◆

全国地域安全運動期間中の12月12日、防犯意識の高揚を図ることを目的に、壬生地区、稲葉地区、南犬飼地区、睦地区の各防犯組合による防犯診断が、自治会長、警察官、防火指導も兼ねているため消防団も参加して行われました。

壬生地区では、鴫田卓哉組合長、清水町長、栃木警察署：亀山交通総務課長のあいさつの後、一斉に防犯診断を実施、雨の降る悪天候の中、午後7時から約2時間にわたり行われ、自動車や自転車、オートバイ等の施錠状況を見て回りました。

診断結果は、特に自転車に施錠していないものが多く、全体の33%あまりが施錠しておらず、また、施錠していない自動車もかなりの数を数える結果となりました。施錠していないと、車上荒らしや自転車盗の原因となります。防犯のため必ず施錠をお願いします。

◆全国地域安全運動期間中に街頭広報を実施◆

全国地域安全運動期間中の12月15日、防犯意識の高揚を図ることを目的に、壬生地区、稲葉地区、南犬飼地区、睦地区の各防犯組合による街頭広報が、警察官も参加して町内6カ所で実施され犯罪防止を呼びかけました。

壬生町では空き巣や車上狙いなどの身近な犯罪がまだまだ多く、振り込め詐欺などの被害にあわれている方もいらっしゃいます。

常に注意をお願いします。



◆交通安全協会稲葉支部が鉛筆を贈呈しました！◆

交通安全協会稲葉支部が地区内の小学校（羽生田・稲葉）に鉛筆を贈呈しました。

児童たちの安全意識啓発の広報品として各学校と協議し作成された鉛筆には、各小学校で募集され学年ごとに選ばれた交通安全標語が刻まれ、児童たちに贈られました。

- | | |
|-----------------------|---------|
| ～まがりかど、危険がたくさん隠れてる～ | 稲葉小 一年 |
| ～駐車場、遊んじゃ危ない事故のもと～ | 稲葉小 二年 |
| ～青信号、確認しないと、赤信号～ | 稲葉小 三年 |
| ～道路を渡るときは、左右確認忘れずに～ | 羽生田小 四年 |
| ～ちょっとまで、自転車乗るならヘルメット～ | 稲葉小 五年 |
| ～安全は注意確認思いやり～ | 稲葉小 六年 |

児童たちに負けず、交通安全へのご留意をお願いします。



みんなの広場



もとつぐ
木村基嗣ちゃん（城東町）
（H18.1.9生）



わが家のアイドル



はやと
三上颯斗ちゃん（上表町）
（H19.1.17生）

今回は3月生まれのアイドルを募集します。（締切2月20日）。写真はお返しします。

応募者多数の場合は抽選になることもありますのでご了承ください。

写真裏に住所、氏名、保護者名、生年月日、電話番号を書いて、役場企画財政課（直接或は郵便で〒321-0292 壬生町通町12-22）または、稲葉・南犬飼各出張所、生涯学習館へ。

歴史民族資料館だより

問合せ先 歴史民俗資料館 ☎ 82-8544

『壬生領史略』では、精忠神社の全景と共に、「二之丸御郭内 西北の隅にあり 元御本城 東北の隅にありしを 嘉永年中 今の地に御遷座 元忠公の霊を祭」と記されています。神社の建物は、当時の面影を残していますが、拝殿の屋根や門の位置などに違いが見られます。またもつとも大きな違いは、絵の下の方を見ていただくと、立派な橋がかけてられているのが判ると思います。当時は神社の門の前に大きな堀があり、橋を渡り参拝していたようです。



現在の精忠神社



精忠神社

シリーズⅢ
『壬生領史略』に記された文化財
『壬生領史略』に描かれた建物や風景について紹介しています。三回目は鳥居元忠公を祀る精忠神社です。

いちご生産者からむつみの森に ケーキのプレゼント

12月17日、授産施設むつみの森において、いちご生産農家からいちごといちごのケーキのプレゼントがありました。

今回ケーキのプレゼントをしたのは、中村正さん、梁島源智(もとりのり)さん、坂田和信さん、葭葉光(こう)さんの4軒のいちご生産農家のみなさんで、いちごを出荷する際に使う箱作りをむつみの森に委託していることから、箱作りのお礼にと今回のプレゼントを企画したそうです。

むつみの森でのいちごの箱作りは、昨年試験的に行い、今年から本格的に始められたもので、葛出荷組合の組合長をされている中村さんの紹介で他の3軒の方々も委託をし、今年は4軒で合計7万箱の組み立てを任せる予定になって



いるとのことでした。

今回プレゼントされたケーキは、壬生町産のいちごを使ったケーキ作りをし、葛出荷組合の組合員にもなっている蘭学通りの「ヒガノ」さんで作られたもので、4軒の農家で作られたいちごを使って特別に作られたものだということです。入所者のみなさんは、おもしろいケーキに大喜びでした。

寄付

◆社会福祉協議会へ

(○)数字は寄付回数

ダンス木曜会様⑳ 6千円

壬生町商工会女性部様⑲ 1万2555円

匿名 3千144円

下表町おたのしみ会様② 1万5千円

◆町へ

12月12日、おもちゃ団地協同組合(湯本博一理事長)様から、社会福祉に役立てて欲しいと、おも



絵画「秋から夏に戻っちゃった!」



壬生北小 4年
しおり 葉
細野 葉



ちゃ団地チャリティーバザールの益金の一部20万円の寄付がありました。



壬生北小 3年
ゆきや
相川優紀也



まちのうごき

1月1日現在

総人口	39,921 人 (△ 4)
男	19,581 人 (1)
女	20,340 人 (△ 5)
世帯数	13,961 世帯 (△ 3)
	() 内は前月比

2月の納税等

- 固定資産税・都市計画税 (4期)
 - 国民健康保険税 (8期)
 - 介護保険料 (普通徴収・8期)
- 納期限 2月29日